

【重要】電力取引市場における新制度への対応等に伴う 電気供給約款等の変更に関するお知らせ ＜電気料金等の変更＞

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、日本の電力取引市場における新制度への対応等を踏まえ、2024年3月1日付にて、お客さまにご利用いただいております電力サービスについて定める電気供給約款等の内容を変更させていただきます。当該約款等の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容及び各変更時期等を下記のとおりご案内申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■変更の概要

当社は、電気事業をとりまく環境の変化に適切に対応しながら、引き続きお客さまに安定的に電力を供給することを目的として、以下記載の諸事項を変更いたします。各事項の詳細は、「■変更の内容」にてご確認くださいようお願い申し上げます。

- ① 燃料費調整における燃料費調整単価の算定方法の変更（2024年5月の検針日以降）
- ② カスタマーセンター営業時間の変更（2024年3月1日以降）
- ③ その他の変更（2024年3月1日以降）

当社サービスを引き続きご継続いただける場合は、お客さまにご対応いただく事項はございません。変更内容についてご不明点、ご納得いただけない点などがございましたら、以下のお問い合わせ先（カスタマーセンター）までご連絡ください。なお、当社からのご説明後も変更にご納得いただけない場合等、当社サービスのご契約の終了を希望される場合は、大変お手数ですが他小売電気事業者さまへのお切り替えの手続きをお願いいたします。

■お問い合わせ先

ハルエネ カスタマーセンター 0570-001-296（受付時間 10:00～18:00／定休日 土日・祝日・年末年始）

■変更の内容

① 燃料費調整における燃料費調整単価の算定方法の変更（2024年5月の検針日以降）

(1) 概要

日本の電力取引市場のひとつである「容量市場」（日本全体の供給力(kW)を効率的に確保する新たな電力取引市場です。将来必要な供給力を予め確保することにより、電力の安定供給の確保や、電力取引価格の安定化を実現することが期待されております。）に関しまして、2024年4月より、容量拠出金制度が開始されます。これは、電気事業法によって供給能力の確保が義務づけられている小売電気事業者等が、容量市場において国全体で確保した供給力について容量提供事業者に対して支払う対価（容量拠出金）を負担する制度です。

当社は、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額をお客さまにご負担いただくため、**2024年5月の検針日以降の期間**において使用される電気の料金につきまして、燃料費調整における燃料費調整単価の算定式を、以下のとおり変更いたします。（下線を付した部分が追加となります。）

なお、以下の算式における平均燃料価格及び基準単価については電気供給約款に定めるとおりとし、基準燃料価格については、それぞれ供給区域ごとに以下表に定めるとおりです。これらの内容に変更はございません。

- ・1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} \div 1,000 \\ - \text{当社が定める容量拠出金反映単価}(\times 1)(\times 2)$$

※この算式により算定された値が負の数になる場合には、その絶対値を燃料費調整単価として適用して燃料費調整額を算定いたします。この場合、電気料金において燃料費調整額は加算となります。

- ・1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} \div 1,000 \\ + \text{当社が定める容量拠出金反映単価}(\times 1)(\times 2)$$

供給区域	基準燃料価格
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	37,200 円
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	31,400 円
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	44,200 円
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	45,900 円
九州電力送配電株式会社の供給区域	27,400 円

※1：2024年3月1日付改定時点における容量拠出金反映単価は1.1円(税込)とします。

※2：当社は、毎月1日時点において、容量拠出金反映単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の容量拠出金反映単価により算定する燃料費調整単価の適用を開始します。

※2024年5月の検針日の前日までの期間において使用される電気に適用する燃料費調整に関しましては、現在のご契約内容のとおりです。

※その他の詳細は、当社が2024年3月1日までに当社のWEBサイト等にて開示する電気供給約款〔2024年3月1日改定版〕別表「2 燃料費調整」の内容をご確認ください。

② カスタマーセンター営業時間の変更（2024年3月1日以降）

当社は、2024年3月1日以降、当社の運営するカスタマーセンターの営業時間を以下のとおり変更いたします。

	受付時間	休業日
2024年2月29日以前（変更前）	10：00～18：00（月～土）	日・祝日
2024年3月1日以降（変更後）	10：00～18：00（月～金）	土・日・祝日

③ その他の変更（2024年3月1日以降）

前述の②までの事項の他、以下の事項に関する電気供給約款の改定を行います。詳細は、当社が2024年3月1日までに当社のWEBサイト等にて開示する電気供給約款〔2024年3月1日改定版〕の内容をご確認ください。

(1) 供給契約の変更にもなう契約変更後の書面交付について、記載事項の変更

（記載事項のうち「契約年月日」を、「契約変更年月日」に変更いたします。）

※改定後の電気供給約款の2（供給約款の変更）をご参照ください。

(2) お客様の情報の取り扱いに関する規定の追加

・当社及び当社グループ会社によるお客様の情報の取り扱いに関する規定の追加

※改定後の電気供給約款の6（供給契約の申込み）をご参照ください。

(3) 遅延損害金（延滞利息）に関する規定の変更

・遅延損害金の年率に関する補足文言の追加

※改定後の電気供給約款の23（遅延損害金）をご参照ください。

(4) 供給契約の実質的な変更を伴わない修正（誤字脱字や表記の修正等）

(5) その他、2024年3月1日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客様に通知する事項

以上